

---

支援機関における  
ヤングケアラーへの対応等に関するアンケート調査  
報告書 - 概要版

---

令和4年12月 香川県

# 1. 調査の概要

## (1) 調査目的

ヤングケアラーではないかと思われる子どもの状況及び支援機関における支援の状況を調査するとともに、今後必要な支援策を検討するための基礎資料とする。また、子どもや保護者の相談・支援に携わる機関及びケアの必要な家族がいる家庭の支援に携わる機関に対し、「ヤングケアラー」周知の一環とする。

## (2) 調査種類・調査対象および回収状況

調査種類	機関名	回答母数	回収数	回収率
調査票 A	地域包括支援センター※主任介護支援専門員が回答	60	994 件	28.0% (機関別： 14.6%～ 100%)
	居宅介護支援事業所 ※主任介護支援専門員あるいは管理者が回答	396		
	相談支援事業所 ※相談支援専門員が回答	150		
	各市町の保健師	167		
	社会福祉協議会（県・各市町）	18		
	スクールカウンセラー（SC）	73		
	スクールソーシャルワーカー（SSW）	58		
	医療ソーシャルワーカー	91		
	生活保護ケースワーカー	111		
	母子・父子自立支援員	14		
	民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）	2169		
子ども食堂等（子どもの居場所）	70			
調査票 B	各市町要保護児童対策地域協議会	17	17 件	100.0%
調査票 C	児童相談所	2	2 件	100.0%

## (3) 調査方法

調査種類	調査方法	調査時期
調査票 A	オンラインアンケートの QR コード、URL を記載した調査依頼文を配布、WEB 上で回答、回収	令和 4 年 6 月 10 日（金）～ 6 月 24 日（金）
調査票 B	アンケートシートを E メールにて送付、記入後 E メールにて回収	
調査票 C	アンケートシートを E メールにて送付、記入後 E メールにて回収	

## (4) 留意点

※本文および図表の数値は、小数点第 2 位で四捨五入し小数点第 1 位までを表記している。

※図表中において「無回答」とあるものは回答が示されていないものである。

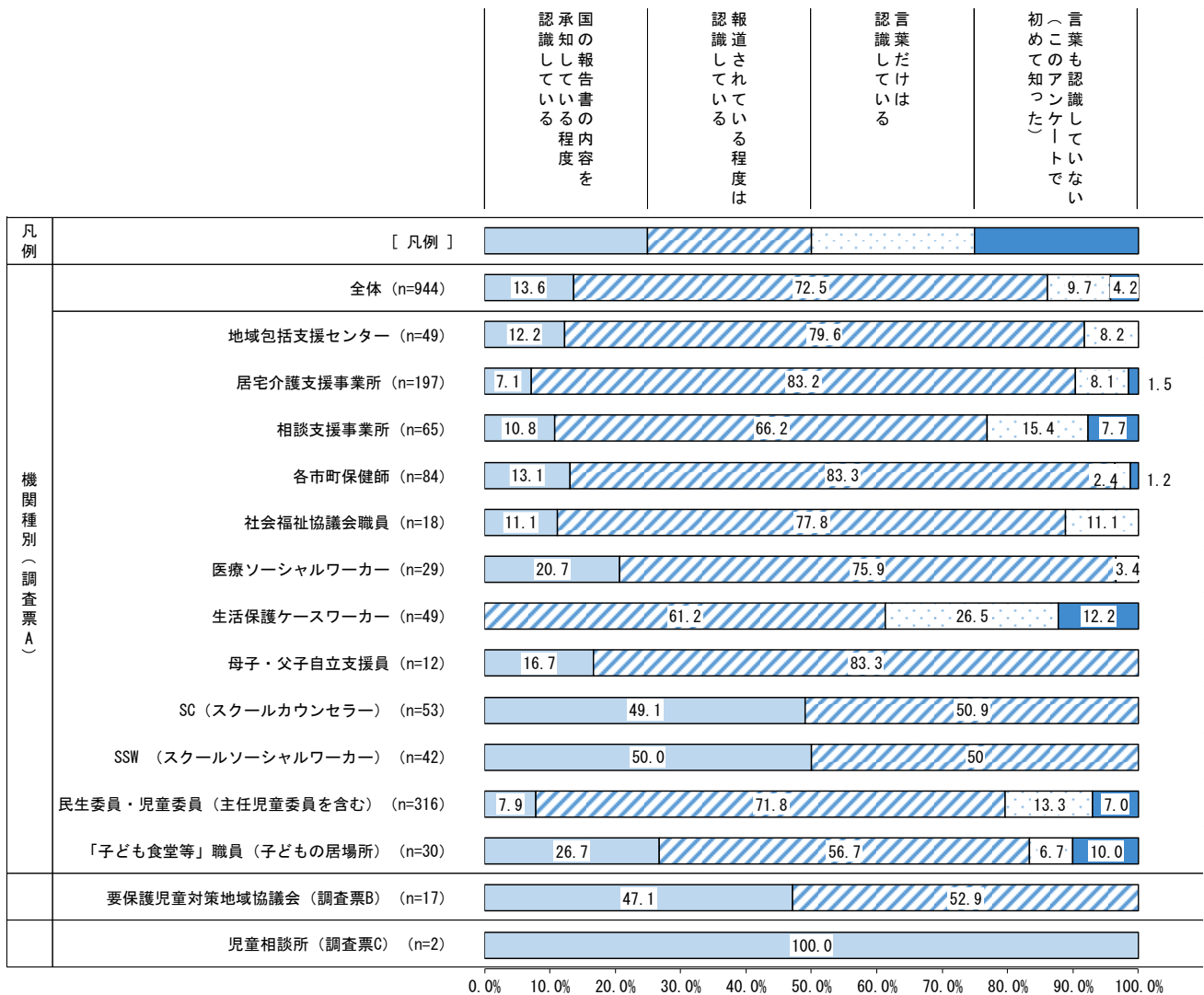
## (5) 調査結果の概要

- ヤングケアラーの認知度は、「報道されている程度」以上に認識しているという回答が 8 割以上だった。
- 子ども本人が自分の困りごとを認識していないという回答が多く、周囲の大人の気づきのためにも子ども本人、支援機関双方に向けた「ヤングケアラー」の周知が重要。
- 支援機関が通常業務の中で気づいた事例が多く、機関内で対応可能な支援以外にも、他機関と連携して必要に応じ適切な支援につなげることが重要。
- ヤングケアラーの可能性に気づききっかけとして、子ども本人からの相談は少ない現状があり、支援者や周囲の大人からの気づき及び相談窓口の明確化が重要。
- 支援の際の注意点として「家族や本人の気持ちを尊重」「家族の個別性に着目」などの回答がある。

## 2. 調査結果

### (1) 「ヤングケアラー」の認識

- 調査票 A では、「国の報告書の内容を承知している程度認識している」はSC（スクールカウンセラー）が49.1%、SSW（スクールソーシャルワーカー）が50.0%と他の区分に比べて多い。
- 「言葉も認識していない（このアンケートで初めて知った）」は生活保護ケースワーカー、「子ども食堂等」職員（子どもの居場所）で10%以上。
- 「国の報告書の内容を承知している程度認識している」は要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）では約50%、児童相談所では100%。



※ 「n」は「number」の略で、比率算出の母数を示している（以下の図表でも同様）。

(2) ヤングケアラーではないかと思われる子どもの有無（現在及び過去）（調査票Aのみ）

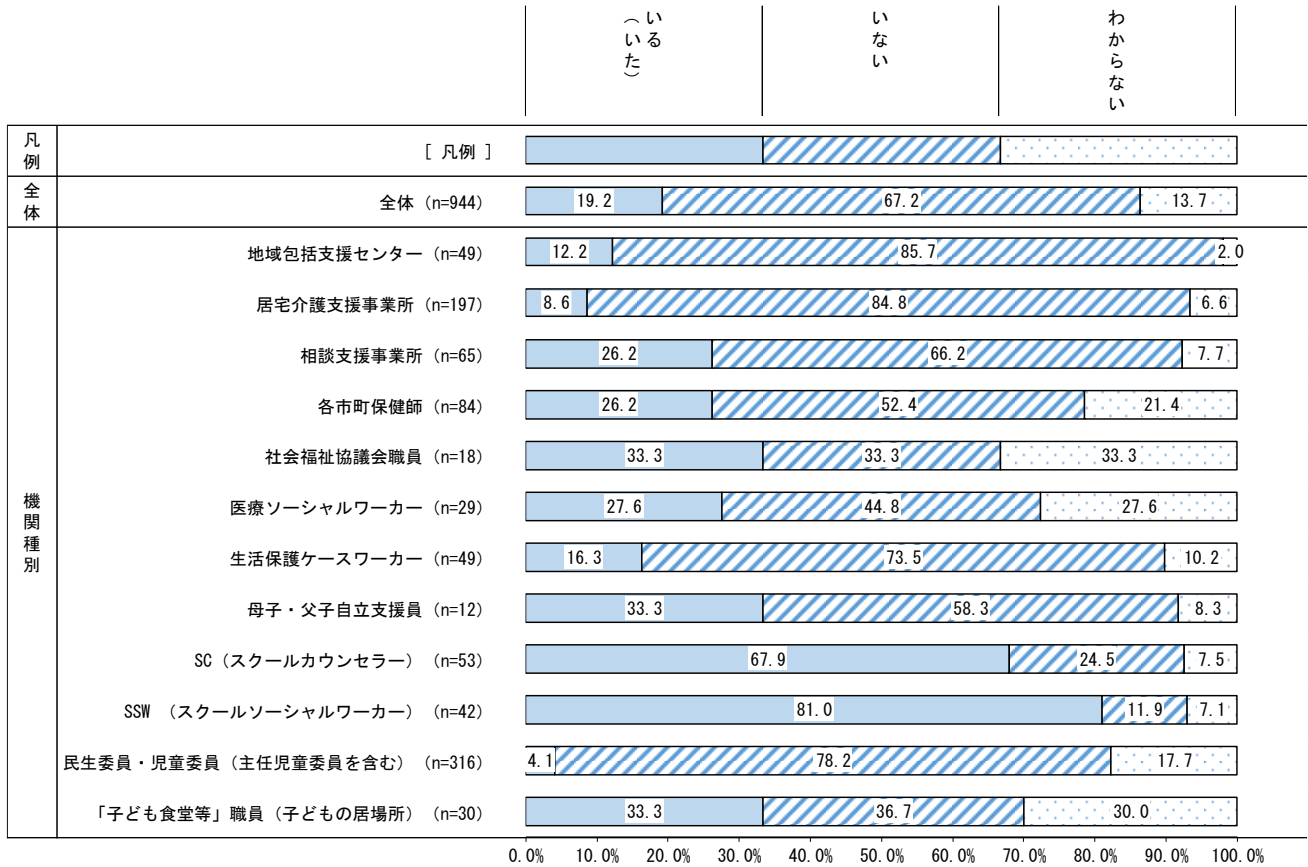
【機関種別】

- SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）では「いる（いた）」が6割を超え多くなっている。

【ヤングケアラーへの認識】

- 「国の報告書の内容を承知している程度認識している」「報道されている程度は認識している」を合わせた“ヤングケアラーへの認識がある”回答者では、「いる（いた）」が多くなっている。

【ヤングケアラーではないかと思われる子どもの有無】



→その子どもから聞いた、今後の支援等を考える上で大切だと感じた生の声

回答内容（一部抜粋）

- ・放課後学校から帰りたくない。
- ・ずっとこういう生活だったので、特に考えたことはなかった。
- ・親を怒らせたくないなので、自分は手伝う。
- ・（世話）特に大変だと感じたことはない。
- ・なんで自分がしないといけないんだろう。なるべく早く家を出たい。自立したい。
- ・「困ってる」と言ってもいいと知らなかった。
- ・家族の助け合いは当たり前のこと。
- ・仕方がない、自分しかいないのだから。
- ・誰に相談したら良いか分からない。

(3) ヤングケアラーではないかと思われる子どもの人数（現在及び過去）（調査票Aのみ）

- 全体では「1～5人」が87.3%で最も多く、次いで「6～10人」が7.7%、「11人以上」が2.2%。
- 機関種別に見ると「11人以上」は、SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）でのみ回答がみられる。

(4) ヤングケアラーではないかと思われる子どもを知ったきっかけ（調査票Aのみ）

【全体】

- 「その家庭と関わった様子から（通常業務における関わりから）」が70.7%で最も多い。
- 子ども本人からの相談が少ないことから、ヤングケアラー本人からは相談につながりにくい傾向がある。
- 「その他」の回答内容では、通常業務の中での気づきや子どもと関わる機関からの情報がみられる。

【機関種別】

- 「近隣住民からの情報」は母子・父子自立支援員が25.0%、民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）が30.8%と他の区分に比べて多い。
- 「行政（福祉や教育など）からの情報（自治体間や自治体内部の情報共有含む）」は生活保護ケースワーカー、母子・父子自立支援員が50.0%と他の区分に比べて多い。
- 「その子ども本人からの相談」はSC（スクールカウンセラー）が72.2%と他の区分に比べて多い。

【人数】

【知ったきっかけ】

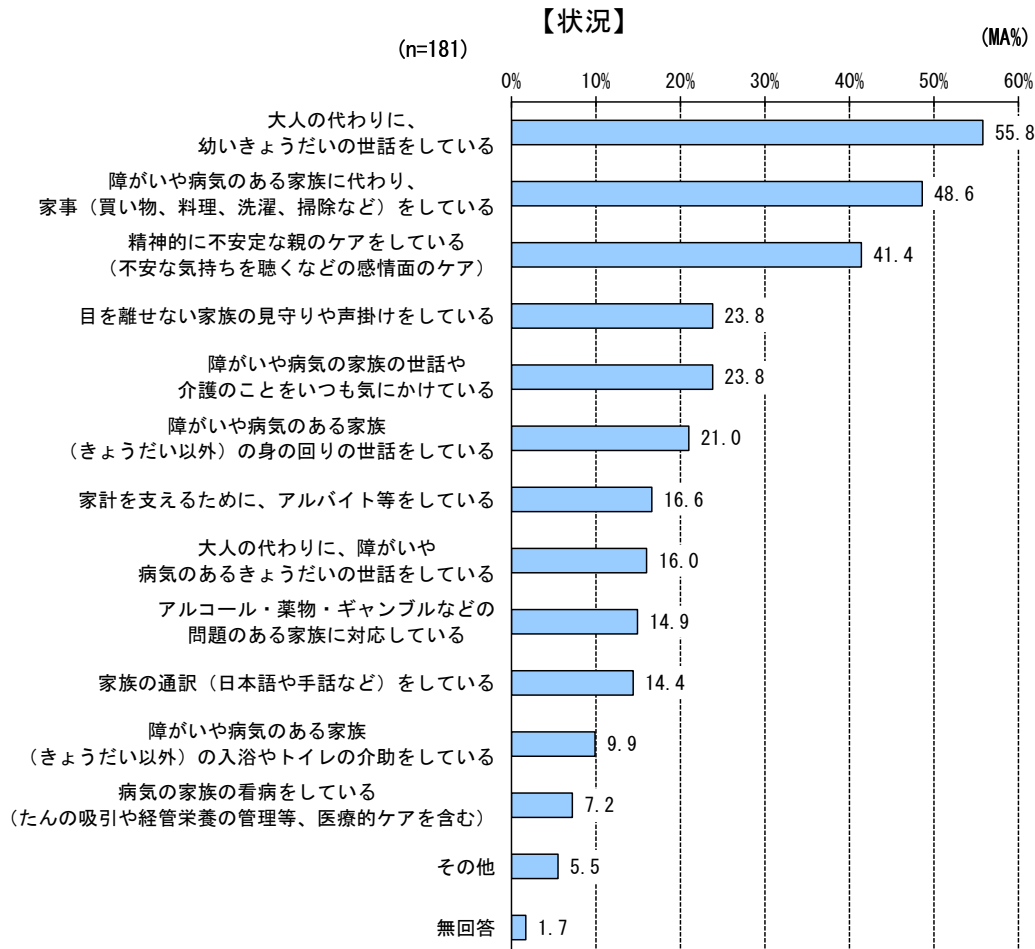
	母数 (n)	人数				知ったきっかけ					
		1 ～ 5 人	6 ～ 10 人	11 人 以上	無 回 答	近 隣 住 民 か ら の 情 報	関 わ り か ら の 情 報 （ 通 常 業 務 に お け る 様 子 か ら	そ の 家 庭 と 関 わ り か ら の 情 報 （ 自 治 体 間 や 自 治 体 内 部 の 情 報 共 有 含 む	行 政 （ 福 祉 や 教 育 な ど ） か ら の 情 報	そ の 子 ど も 本 人 か ら の 相 談	そ の 他
全体	181	87.3	7.7	2.2	2.8	5.5	70.7	25.4	27.6	12.2	1.1
地域包括支援センター	6	100.0	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-
居宅介護支援事業所	17	100.0	-	-	-	5.9	70.6	11.8	5.9	5.9	-
相談支援事業所	17	100.0	-	-	-	5.9	82.4	17.6	5.9	11.8	-
各市町保健師	22	95.5	4.5	-	-	4.5	90.9	27.3	4.5	4.5	-
社会福祉協議会職員	6	83.3	16.7	-	-	-	83.3	16.7	16.7	16.7	-
医療ソーシャルワーカー	8	100.0	-	-	-	-	87.5	25.0	-	-	-
生活保護ケースワーカー	8	100.0	-	-	-	-	87.5	50.0	12.5	12.5	-
母子・父子自立支援員	4	100.0	-	-	-	25.0	75.0	50.0	-	50.0	-
SC（スクール カウンセラー）	36	80.6	13.9	2.8	2.8	-	47.2	22.2	72.2	16.7	-
SSW（スクール ソーシャルワーカー）	34	67.6	14.7	8.8	8.8	5.9	79.4	35.3	35.3	11.8	2.9
民生委員・児童委員 （主任児童委員を含む）	13	92.3	-	-	7.7	30.8	30.8	23.1	23.1	15.4	7.7
「子ども食堂等」職員 （子どもの居場所）	10	80.0	20.0	-	-	-	60.0	30.0	40.0	20.0	-

※複数回答（2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問では合計が100.0%を超えることがある（以下同様）。

(5) ヤングケアラーではないかと思われる子どもの状況（調査票Aのみ）

【全体】

- 「大人の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている」が 55.8%で最も多く、次いで「障がいや病気のある家族に代わり、家事（買い物、料理、洗濯、掃除など）をしている」が 48.6%、「精神的に不安定な親のケアをしている（不安な気持ちを聴くなどの感情面のケア）」が 41.4%。



※MAはMulti answerの略で、複数回答を表す（以下の図表でも同様）。

(6) 相談件数等（令和3年度）

調査票 A

機関名	相談件数 (延べ)
地域包括支援センター	1
居宅介護支援事業所	5
相談支援事業所	12
各市町保健師	3
社会福祉協議会職員	11
医療ソーシャルワーカー	3
生活保護ケースワーカー	2
母子・父子自立支援員	1
SC（スクールカウンセラー）	95
SSW（スクールソーシャルワーカー）	62
民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）	8
「子ども食堂等」職員（子どもの居場所）	100
計	303

調査票 B および C

	登録児童数 (延べ)	うち、ヤングケアラーと考えられる児童数 (延べ)
要対協	2,711 件	52 件

	児童福祉司指導・継続指導中の児童数 (延べ)	うち、ヤングケアラーと考えられる児童数 (延べ)
児童相談所	965 人	28 人

※この調査は、支援機関における対応等を把握するために実施したものであり、ヤングケアラーの実数把握を目的としたものではない。そのため、ヤングケアラーの人数は回答者間で重複している可能性がある。  
 ※「子ども食堂等」職員（子どもの居場所）では、相談件数 85 件の回答が 1 件あったため、述べ相談件数が 100 件となっている。

(7) 外部につないだケースの有無（調査票Aのみ）

【外部につないだケースの有無】

- 「外部の支援にはつないでいない（機関内で対応している）」が 48.1%で最も多く、次いで「要保護児童対策地域協議会に情報提供・通告するほどではないが、外部の支援につないだケースがある」が 37.0%、「要保護児童対策地域協議会に情報提供・通告したケースがある」が 21.5%。

【つながなかった理由】

- 「その他」が最も多く、次いで「つなぐ必要がない（自身の機関等で対応可能）と思った。」が 32.2%、「つなぐべき外部機関がわからなかった。」が 14.9%。
- 「その他」の理由では、実際に支援につながっていない理由として「本人が望まなかった」「ヤングケアラーとしての認識がなかった」などがある。
- 「つなぐべき外部機関がわからなかった」は、医療ソーシャルワーカーで 75.0%と多いが、相談支援事業所、民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）、「子ども食堂等」職員（子どもの居場所）でも 20%を超えている。

【外部につないだケースの有無】

		外部につないだケースの有無				つながなかった理由				
		母数 (n)	外部につないだケースの有無			つながなかった理由				
			情報提供がある	要保護児童対策地域協議会に	ほぼ情報提供は児童が外部の支援に	つなぐ必要がない	わからなかった	その他	無回答	
全体		181	21.5	37.0	48.1	87	32.2	14.9	49.4	9.2
機関種別	地域包括支援センター	6	33.3	50.0	33.3	2	100.0	-	50.0	-
	居宅介護支援事業所	17	11.8	29.4	64.7	11	18.2	-	63.6	18.2
	相談支援事業所	17	23.5	47.1	35.3	6	16.7	33.3	33.3	16.7
	各市町保健師	22	50.0	9.1	40.9	9	33.3	11.1	44.4	11.1
	社会福祉協議会職員	6	16.7	33.3	50.0	3	66.7	-	-	33.3
	医療ソーシャルワーカー	8	-	50.0	50.0	4	-	75.0	-	25.0
	生活保護ケースワーカー	8	-	25.0	75.0	6	66.7	-	33.3	-
	母子・父子自立支援員	4	25.0	75.0	-	-	-	-	-	-
	SC（スクールカウンセラー）	36	2.8	38.9	61.1	22	36.4	13.6	59.1	4.5
	SSW（スクールソーシャルワーカー）	34	32.4	47.1	38.2	13	38.5	7.7	53.8	7.7
	民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）	13	30.8	23.1	53.8	7	14.3	28.6	57.1	-
	「子ども食堂等」職員（子どもの居場所）	10	20.0	50.0	40.0	4	-	25.0	75.0	-

つながなかった理由「その他」の回答内容

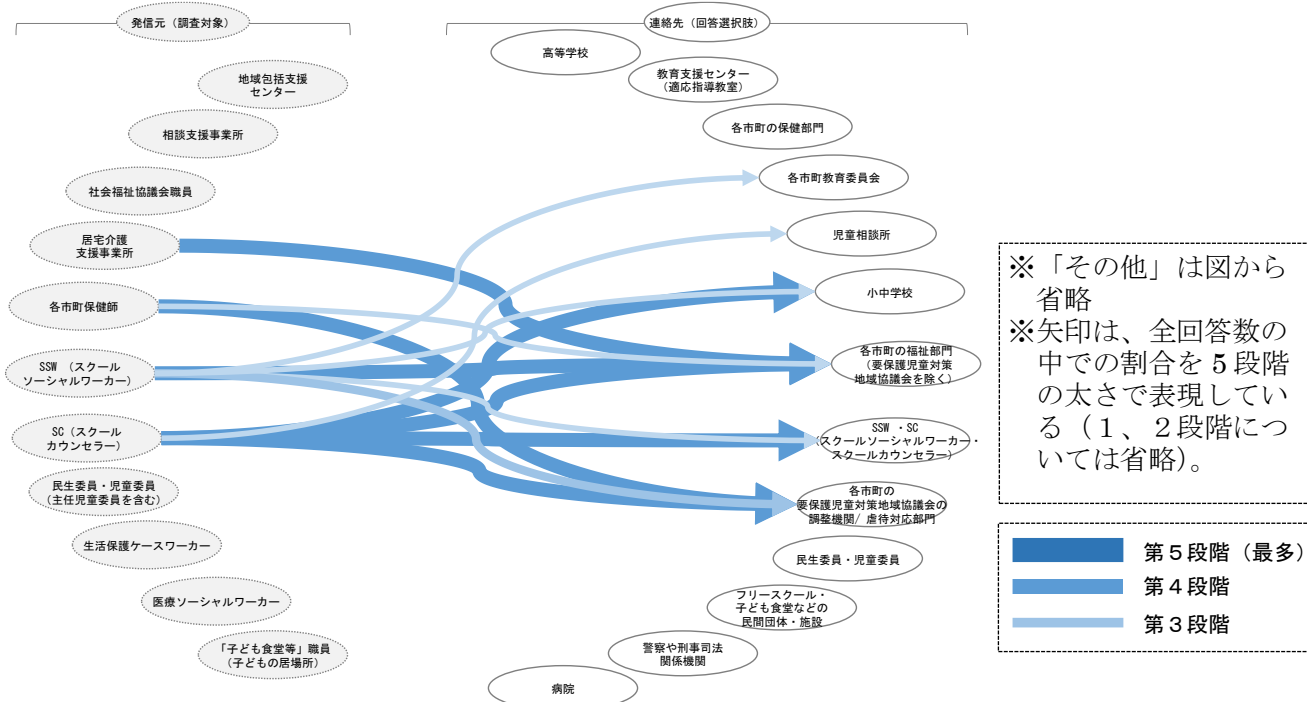
すでに外部の支援が入っていた	14 件
つなぐ前に解決に向かった・終了していた	5 件
本人が望まなかった	4 件
ヤングケアラーとしての認識がなかった	3 件
対応方法を現在検討中	3 件
他の経路でつないだ	3 件
その他（具体例一部抜粋） ・ 母親がすぐの支援を望まなかった為、情報提供のみ ・ 外部機関でなく身内の協力者の介入を求める ・ 3月の、卒業間際に判明したため、繋ぎようがなかった ・ 状況が具体的につかめていないから	11 件

## (8) 関係機関の連携状況

### ① 他の関係機関へ連絡をするとした場合の連絡先（調査票Aのみ）

- 各市町の福祉部門（要保護児童対策地域協議会を除く）は、居宅介護支援事業所、SSW（スクールソーシャルワーカー）、SC（スクールカウンセラー）からの「連絡先」としての回答が多い。
- SC（スクールカウンセラー）は、多くの機関を連絡先として考えていることが読み取れ、連絡先としては小中学校、各市町の福祉部門（要保護児童対策地域協議会を除く）、SSW・SC（スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー）、各市町の要保護児童対策地域協議会の調整機関/虐待対応部門が多い。

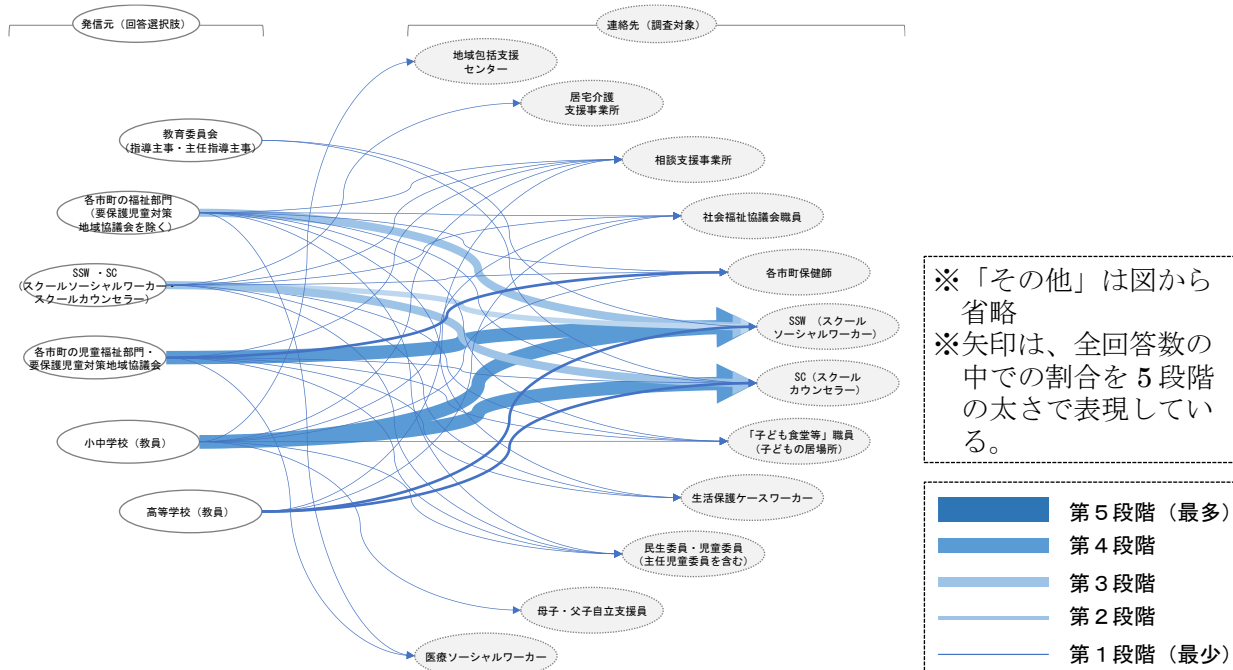
【連絡するとしたときの想定される機関（連携イメージ図）（5段階中3～5段階）】



### ② 情報提供を受けた具体的な機関（調査票Aのみ）

- 「各市町の児童福祉部門・要保護児童対策地域協議会」、「小中学校（教員）」からの情報提供が特に多い。
- 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等、通常業務の対象が子どもでない機関でも、情報提供を受けている。

【情報提供を受けた具体的な機関】





(9) 機関での対応事例の内容（調査票Aのみ）

【各設問の機関別回答割合】

単位：%

	回答数 (n)	機関種別										
		支援 地域 センター	居宅 介護 事業所	相談 支援 事業所	各市 町保 健師	職員 社会 福祉 協議会	医療 ソーシャル ワーカー	生活 保護 ワーク ー	自立 母子・ 父子 支援 員	SC (ス カ ウ ン セ ラ ー)	SS W (ス ク ー ル ソ ー ワ ー カ ー)	職 員 「子 ど も の 居 場 所」
全体	193	3.6	9.3	9.3	11.4	3.1	4.1	4.1	2.1	19.2	20.7	5.7
問15	87	2.3	12.6	6.9	10.3	3.4	4.6	6.9	-	25.3	14.9	4.6
問16①	39	5.1	5.1	10.3	28.2	2.6	-	-	2.6	2.6	28.2	5.1
問16②	67	4.5	7.5	11.9	3.0	3.0	6.0	3.0	4.5	20.9	23.9	7.5

※問 15：「機関内で対応している」ケースのうち最近の1ケースの事例

※問 16-①：「要対協へつないだ」ケースのうち最近の1ケースの事例

※問 16-②：「要対協以外の外部機関へつないだ」ケースのうち最近の1ケースの事例

事例の内容 1) 性別及び校種

【性別】

- 全体では、男子が25.9%、女子が63.2%で、女子の方が多い。
- 要対協へつないだ事例では、女子が82.1%で特に多い。

【校種】

- 全体では、小学生が23.3%、中学生が42.5%、高校生が23.8%。
- 要対協へつないだ事例では他の事例に比べ、小学、中学の割合がやや多い。

【性別】

【校種】

方 対 応	母数 (n)	性別				校種			
		男 性	女 性	そ の 他	無 回 答	小 学 生	中 学 生	高 校 生	無 回 答
全体	193	25.9	63.2	2.1	8.8	23.3	42.5	23.8	10.4
問15機関内で対応した事例	87	28.7	55.2	3.4	12.6	23.0	39.1	24.1	13.8
問16①要対協へつないだ事例	39	15.4	82.1	-	2.6	28.2	51.3	12.8	7.7
問16②要対協以外へつないだ事例	67	28.4	62.7	1.5	7.5	20.9	41.8	29.9	7.5

事例の内容 2) 子どもの状況として把握したこと

【全体】

- 把握した状況について、「精神的な不安定さがある」が46.1%で最も多く、次いで「学校を休みがちである」が40.9%、「遅刻や早退が多い」が28.0%。

【対応方法】

- 要対協へつないだ事例では、「学校を休みがちである」が56.4%で最も多く、他の対応方法の事例に比べても多い。

【把握した状況】

単位：%

方 対 応	母数 (n)	子どもの状況													
		学校を 休みが ちである	遅刻 や早退 が多い	教室 以外で 過ごし ている ことが 多い	精神 的な 不安 定さ がある	整身 だし ない が	学力 が低 下し てい る	忘れ 物や 持ち 物の	提出 忘れ が多い	保護 者の 承諾 が必 要な	用 意し ても らえ ない	部 活を 途中 で た	宿 泊学 旅行 や 欠 席す る	集 金が 遅 れる 、未 払い	そ の 他
全体	193	40.9	28.0	13.0	46.1	19.2	25.4	15.5	16.6	26.9	10.9	7.8	15.0	19.2	13.5
問15機関内で対応した事例	87	33.3	25.3	9.2	39.1	11.5	20.7	9.2	6.9	17.2	8.0	5.7	8.0	23.0	18.4
問16①要対協へつないだ事例	39	△ 56.4	△ 41.0	17.9	51.3	△ 30.8	33.3	20.5	△ 30.8	35.9	12.8	12.8	△ 25.6	17.9	10.3
問16②要対協以外へつないだ事例	67	41.8	23.9	14.9	52.2	22.4	26.9	20.9	20.9	34.3	13.4	7.5	17.9	14.9	9.0

事例の内容 3) ケアと必要としている人及びその状況、ケアの内容

【ケアを必要としている人】

- 要対協以外の外部機関につないだ事例では、「母親」が63.8%で特に多い。
- 要対協へつないだ事例では、「きょうだい」が60.0%で他の対応方法の事例に比べ多い。

【ケアを必要としている人の状況】

- ケアを必要としている人が母親、父親の事例では、「精神疾患（疑い含む）」が最も多い。

【ケアの内容】

- 要対協へつないだ事例では、「きょうだいの世話や保育所等への送迎など」が57.1%で、他の方法で対応した事例に比べ10ポイント以上多い。
- 母親、祖父では、「感情面のサポート（愚痴を聞く、話し相手になるなど）」が50%を超え多い。
- 祖母、祖父では、「身体的な介護（入浴やトイレのお世話など）」「薬の管理」が20%を超えている。

【ケアを必要としている人】

単位：%

方法 対応	事例	母数 (n)	ケアを必要としている人						
			母親	父親	祖母	祖父	きょうだい	その他	無回答
	全体	155	52.9	14.8	14.8	4.5	45.2	2.6	4.5
方法 対応	問15機関内で対応した事例	62	45.2	16.1	17.7	4.8	40.3	4.8	6.5
	問16①要対協へつないだ事例	35	48.6	14.3	8.6	2.9	△ 60.0	-	2.9
	問16②要対協以外へつないだ事例	58	△ 63.8	13.8	15.5	5.2	41.4	1.7	3.4

【ケアを必要としている人の状況】

単位：%

方法 対応	事例	母数 (n)	ケアを必要としている人の状況												
			高齢 (65歳以上)	幼い	要介護 が必要な 状態	認知症	身体障 がい	知的障 がい	発達障 がい	精神疾 患(疑 い含 む)	依存 症(疑 い含 む)	精神疾 患、 依存 症	その他	わか らな い	無 回 答
	全体	155	18.1	31.0	12.9	6.5	15.5	11.0	11.0	37.4	16.1	11.6	9.0	1.3	3.2
方法 対応	問15機関内で対応した事例	62	24.2	29.0	19.4	6.5	9.7	4.8	4.8	▼ 24.2	11.3	9.7	9.7	1.6	6.5
	問16①要対協へつないだ事例	35	▼ 5.7	△ 51.4	-	2.9	20.0	2.9	8.6	40.0	17.1	2.9	11.4	2.9	-
	問16②要対協以外へつないだ事例	58	19.0	▼ 20.7	13.8	8.6	19.0	△ 22.4	19.0	△ 50.0	20.7	19.0	6.9	-	1.7
ケア を必 要と し	母親	82	▼ 7.3	23.2	11.0	6.1	11.0	15.9	13.4	△ 63.4	23.2	18.3	14.6	1.2	0.0
	父親	23	21.7	▼ 17.4	13.0	4.3	△ 26.1	4.3	4.3	34.8	17.4	13.0	△ 21.7	4.3	0.0
	祖母	23	△ 95.7	▼ 8.7	△ 52.2	△ 34.8	21.7	▼ 0.0	4.3	▼ 8.7	8.7	8.7	13.0	0.0	0.0
	祖父	7	△ 71.4	28.6	△ 57.1	△ 57.1	14.3	14.3	△ 28.6	42.9	△ 28.6	14.3	0.0	0.0	0.0
	きょうだい	70	▼ 7.1	△ 64.3	7.1	5.7	11.4	20.0	△ 21.4	31.4	17.1	10.0	8.6	1.4	0.0
	その他	4	25.0	△ 50.0	▼ 0.0	0.0	25.0	△ 25.0	△ 25.0	▼ 0.0	25.0	△ 25.0	0.0	0.0	0.0

※ケアを必要としている人、ケアを必要としている人の状況の回答がそれぞれ複数ある場合、ケアを必要としている人と状況が一致しない場合がある（例：「祖母」と「幼い」等）

【ケアの内容】

単位：%

方法 対応	事例	母数 (n)	ケアの内容を把握しているか												
			(家事 の準 備や 掃除 、洗 濯)	保 育 所 等 へ の 送 迎 な ど	き よ う だ い の 世 話 や な ど	お 世 話 な ど	身 体 的 な 介 護 (入 浴 や ト イ レ の お 世 話 な ど)	(外 出 の 付 き 添 い 、 買 い 物 、 散 歩 な ど)	通 院 の 付 き 添 い	話 し 相 手 に な る な ど	感 情 面 の サ ポ ー ト (愚 痴 を 聞 く 、 話 し 相 手 に な る な ど)	見 守 り	通 訳 (日 本 語 や 手 話 な ど)	金 銭 管 理	薬 の 管 理
	全体	155	64.5	39.4	16.1	16.8	11.6	41.3	34.2	1.3	5.2	8.4	6.5	1.9	3.2
方法 対応	問15機関内で対応した事例	62	62.9	▼ 27.4	16.1	9.7	6.5	▼ 25.8	29.0	-	1.6	9.7	3.2	1.6	6.5
	問16①要対協へつないだ事例	35	68.6	△ 57.1	17.1	25.7	8.6	45.7	34.3	2.9	2.9	5.7	8.6	2.9	-
	問16②要対協以外へつないだ事例	58	63.8	41.4	15.5	19.0	19.0	△ 55.2	39.7	1.7	10.3	8.6	8.6	1.7	1.7
ケア を必 要と し	母親	82	64.6	41.5	12.2	19.5	17.1	△ 59.8	34.1	2.4	6.1	6.1	8.5	2.4	0.0
	父親	23	65.2	▼ 26.1	13.0	17.4	17.4	34.8	34.8	4.3	8.7	4.3	△ 17.4	0.0	0.0
	祖母	23	△ 82.6	▼ 13.0	△ 26.1	26.1	17.4	▼ 30.4	△ 52.2	0.0	0.0	△ 21.7	13.0	0.0	0.0
	祖父	7	▼ 28.6	△ 71.4	△ 28.6	▼ 0.0	14.3	△ 57.1	▼ 14.3	0.0	0.0	△ 28.6	0.0	0.0	0.0
	きょうだい	70	65.7	△ 70.0	15.7	12.9	4.3	40.0	40.0	2.9	7.1	7.1	4.3	0.0	0.0
	その他	4	▼ 50.0	△ 75.0	▼ 0.0	△ 50.0	▼ 0.0	50.0	△ 50.0	0.0	0.0	△ 25.0	0.0	0.0	0.0

(10) ケアを必要としている人が相談につながらない理由

- SSW（スクールソーシャルワーカー）では、「家族で支えられると考えている（家族が介護や看病、療育などのケアをするのでサービス利用の必要がない）」が 66.7%で他の機関に比べ多くなっている。
- 多くの機関で複数の理由を選択しており、ケアを必要としている人が相談につながりやすくなるためには、サービスの内容や相談窓口の周知、子どもが過度なケアを担うことで学びなどに支障が生じることについて周囲の大人への意識啓発等を同時に進めていくことが重要であると考えられる。

【ケアを必要としている人が相談につながらない理由】

単位：%

	母数 (n)	繋がらない（繋がりにくい）理由					
		サービス利用の希望がない（家庭がケアや看病、療育などのケアを必要としない）	ケアを家族で支えられると考える（家族が介護や看病、療育などのケアを必要としない）	公的サービスを知らない	どこに相談すればよいか分からない	その他	無回答
全体	944	55.8	37.6	57.2	66.8	8.9	1.6
地域包括支援センター	49	55.1	42.9	63.3	69.4	12.2	2.0
居宅介護支援事業所	197	54.8	42.6	60.9	73.1	8.6	0.5
相談支援事業所	65	55.4	40.0	63.1	69.2	16.9	3.1
各市町保健師	84	72.6	50.0	54.8	59.5	4.8	1.2
社会福祉協議会職員	18	61.1	38.9	72.2	72.2	22.2	-
医療ソーシャルワーカー	29	62.1	48.3	55.2	82.8	10.3	6.9
生活保護ケースワーカー	49	46.9	30.6	55.1	59.2	2.0	-
母子・父子自立支援員	12	41.7	33.3	50.0	66.7	8.3	8.3
SC（スクールカウンセラー）	53	64.2	37.7	58.5	64.2	15.1	5.7
SSW（スクールソーシャルワーカー）	42	81.0	66.7	59.5	59.5	14.3	2.4
民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）	316	49.7	25.6	53.2	65.2	4.4	0.9
「子ども食堂等」職員（子どもの居場所）	30	43.3	43.3	53.3	63.3	30.0	-
調査票B（要対協）	17	76.5	58.8	52.9	64.7	11.8	17.6
調査票C（児童相談所）	2	100.0	50.0	100.0	100.0	-	-

(11) ヤングケアラーの把握や支援にあたっての課題

①把握にあたっての課題

- いずれの機関でも、家庭内のことで表面化されず、問題を把握できないという意見が多くみられる。
- 調査票 A では、「本人や家族が無自覚」「当事者発信がない」という意見も多い。
- 調査票 B では、「ヤングケアラーである子ども自身やその家族がヤングケアラーという問題を認識していない」という意見も多い。
- 調査票 C では、いずれの児童相談所も「介護や障害等の課題に関して、各関係機関や団体などとの情報共有が不足している」を選択している。

調査票 A (自由記述式) の回答内容		
①把握にあたって難しいと思われること	家庭内の実情を把握できない(表面化されない)、本人や家族が知られないようにしている	215 件
	当たり前だと思っている、本人・家族が無自覚	92 件
	当事者発信がない(できない)・知られたくないと思っている	83 件
	個人情報・プライバシー保護	33 件
	相談する先・方法を知らない	21 件
	本人からの相談がなければ実態がわからない	19 件
	近所との付き合い・地域との関わりが薄い	15 件
	ヤングケアラーとして支援が必要な範囲の判断が難しい	14 件
	他者の介入に抵抗がある	13 件
	特になし・わからない	12 件
	行政の分野の壁・関係機関の連携不足	8 件
	その他(具体例一部抜粋) ・ 関わりのある機関以外は全く把握できないこと、支援機関に踏み込むための権限がないこと ・ 利用者以外の家族にどこまで踏み込んでよいのか戸惑いがある。 ・ 家庭環境や家族の問題、経済状況等、複雑で根深い問題が絡み合っているから。	135 件

【調査票 B および C の結果 (選択式)】

単位：%

	母数 (n)	ヤングケアラーである可能性を早期に確認する上での課題									
		支一機 援ヤ関 対内 象グ職 とケ員 してア ラにお いて の認 識の概 念や 不足 して いる	踏学既 み校存 込での んのア だ様セ 把子ス 握にメ がっつ ていて できない 項目 では、	踏日既 み常存 込生の ん活ア だのセ 様ス 認にメ がにっ ていて できない 項目 では、	情各介 報関護 共係や 有機障 が関害 不や等 足団の し体課 てな題 いて どの の	把一虐 握ヤ待 がンな 後グ 回ケに しア比 にラベ なる	状子家 況ども 把の 握の がヤ 難ン しいグ いケ ア ラ ー	概団ケ 念体の やマ 支職 援員 対等 と お いて の 認 識 が 不 足 し て い る	問ヤ 題ン をケ 認ア 識ラ しー て い ない ケ ア ラ ー	そ の 他 ( 具 体 的 に )	
調査票B (要対協)	17	17.6	0.0	17.6	23.5	17.6	100.0	17.6	76.5	0.0	
調査票C (児童相談所)	2	0.0	50.0	50.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	50.0	

## ②支援にあたっての課題

- 調査票 A では、「家庭内に立ち入ることが難しい」が多い。
- 調査票 B では、「家族や周囲の大人に子どもがヤングケアラーである認識がない」、「子ども自身がやりがいを感じていたり、自身の状況を問題と認識しておらず、支援を求めない」「既存の公的サービスやインフォーマルサービスでは、利用できるものがなく、具体的な支援方を検討しにくい」が過半数を超えている。
- 調査票 C では、2つの児童相談所が「子ども自身がやりがいを感じていたり、自身の状況を問題と認識しておらず、支援を求めない」「家族や周囲の大人に子どもが「ヤングケアラー」である認識がない」「福祉分野や教育分野など複数の機関にまたがる支援が必要となるが、そうした支援のコーディネートができる人材がいない」「既存の公的サービスやインフォーマルサービスでは、利用できるものがなく、具体的な支援方を検討しにくい」を選択している。

調査票 A (自由記述式) の回答内容		
②支援にあたって難しいと思われること	家庭内に立ち入る事が難しい	78 件
	本人・家族が支援を希望していない	63 件
	家族の協力・理解、家庭内の問題	60 件
	本人・家族の認識がない	58 件
	他者の介入に抵抗がある	57 件
	適切な支援・サービスがない	28 件
	相談するところ・つなげる先がわからない	26 件
	金銭的問題	25 件
	本人、家族との信頼関係の構築	21 件
	多職種連携	20 件
	特になし・わからない	16 件
	実態把握・事実確認	15 件
	本人・家族からの発信がない	11 件
	家族内での本人の存在意義となっている	7 件
考えが固執している	6 件	
その他 (具体例一部抜粋) ・どこまで介入すべきかの判別 ・どのような社会資源があるのか情報に乏しい。 ・当事者である子供に危害が及ばないか心配。	125 件	

## 【調査票 B および C の結果 (選択式)】

	母数 (n)	支援にあたっての課題											
		支援を求めない	子どもの状況を問題と認識していません	「家族や周囲の大人に子どもがヤングケアラー」である認識がない	保護者が子どもへの支援に同意しない	支援技術が不足している	関係機関・団体において、支援技術が不足している	構築が不十分	学校など関係機関との連携が不十分	必要となるが、その支援がいない	福祉分野や教育分野など複数の機関にまたがる支援が	具体的な支援方法を検討しにくい	既存の公的サービスやインフォーマルサービスでは、利用できるものがなく、具体的な支援方法を検討しにくい
調査票 B (要対協)	17	76.5	88.2	47.1	23.5	11.8	11.8	52.9	0.0	5.9			
調査票 C (児童相談所)	2	100.0	100.0	50.0	50.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0			



(12) ヤングケアラーの早期発見や支援のために必要だと思うこと

- 調査票 A 及び B では、「子ども自身がヤングケアラーについて知ること」「教職員や支援団体がヤングケアラーについて知り、理解すること」「子どもが教職員や支援団体に相談しやすい関係をつくること」が 65% を超えている。
- 調査票 C では、5 項目において 2 つの児童相談所がともに必要だと思うと回答しており、様々な対応が必要と考えられる。

【早期発見や支援のために必要だと思うこと】

単位：%

	母数 (n)	早期発見や支援のために必要だと思うこと													無回答						
		知ること	子ども自身が	理解すること	ヤングケアラーについて知り、	教職員や支援団体が	把握すること	学校や支援団体に	専門職の配置が充実すること	学校に S W S C などの	子どもが教職員や支援団体に	相談しやすい関係をつくること	検討する組織を学校につくること	相談できる窓口があること		学校や支援団体に	相談できる窓口があること	ヤングケアラーの団体の増加すること	N P O などの団体の増加すること	支援するための研修の実施	地域での子どもに関わる機会のある
調査票 A (支援機関)	944	67.2	66.7	32.4	44.8	69.6	21.5	55.7	43.8	25.2	37.3	12.0	5.0	0.5	4.3						
調査票 B (要対協)	17	88.2	82.4	23.5	58.8	76.5	5.9	76.5	47.1	35.3	47.1	23.5	5.9	0.0	-						
調査票 C (児童相談所)	2	100.0	100.0	50.0	100.0	50.0	50.0	100.0	50.0	100.0	50.0	50.0	-	-	-						

(13) ヤングケアラーの把握や支援にあたっての注意点や工夫

① 調査票 A (自由記述式)

	注意点の回答内容	件数	工夫の回答内容	件数
調査票 A	本人・家族の気持ちを尊重する	84 件	信頼関係の構築	48 件
	個人情報 (プライバシー) の保護	52 件	相談しやすい環境づくり・傾聴	41 件
	相談しやすい環境づくり	25 件	関係機関と連携	38 件
	情報収集、実態把握	24 件	家族の情報を収集	25 件
	本人・家族との信頼関係	19 件	本人・家族の気持ちを尊重する	21 件
	「ヤングケアラー」と手伝いとの違いの見極め	3 件	情報共有	18 件
	特になし・わからない	21 件	個人情報 (プライバシー) の保護	10 件
	その他 (具体例一部抜粋) ・ 支援金と心のケアがいる。 ・ 親の支援からヤングケアラーと認識した際、親の支援と子どもの支援は別々の機関がして関係性が途切れないことが大事だと思う。	98 件	ネット、LINE、電話での相談受付	2 件
		特になし、わからない	30 件	
		その他 (具体例一部抜粋) ・ ヤングケアラーのみとの面談や同じ境遇にある者同士の交流が大切であると思う。	56 件	

② 調査票 B 及び C (一部抜粋)

	「注意点」の回答内容	「工夫」の回答内容
調査票 B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもにとって望ましい状況を本人と一緒に考える。本人の理解・納得を得て支援する。</li> <li>・ 家庭内のバランスへの配慮。</li> <li>・ 保護者にヤングケアラーという意識がないため、他の機関と連携しうまくサービスにつなげられるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの気持ちを尊重する。</li> <li>・ 子どもへのヤングケアラーという認識をもってもらうように、ポスター・パンフレット等で伝え、SOS を出す力をだせるように支援する。</li> </ul>
調査票 C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ヤングケアラー」というカテゴリーで画一的な捉え方とならないよう、それぞれの家庭の個別性に着目した情報の収集とアセスメントに心がけている。</li> <li>・ ヤングケアラーの児童を発見しても、児童本人や保護者が相談や支援を拒む場合、まずはその気持ちを尊重し、見守りつつ支援のタイミングをはかる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談が寄せられた場合は、学校等や市町と連携しながら、対象の児童が置かれている状況を適切に把握し上で、個々の児童の状況に応じた支援の方策を検討している。</li> <li>・ 支援が必要なヤングケアラーの情報共有、支援のための連携については要保護児童対策地域協議会等を活用する。</li> </ul>

(14) 必要な支援を実現するために県や市町が取り組むべき事項（調査票Aのみ）

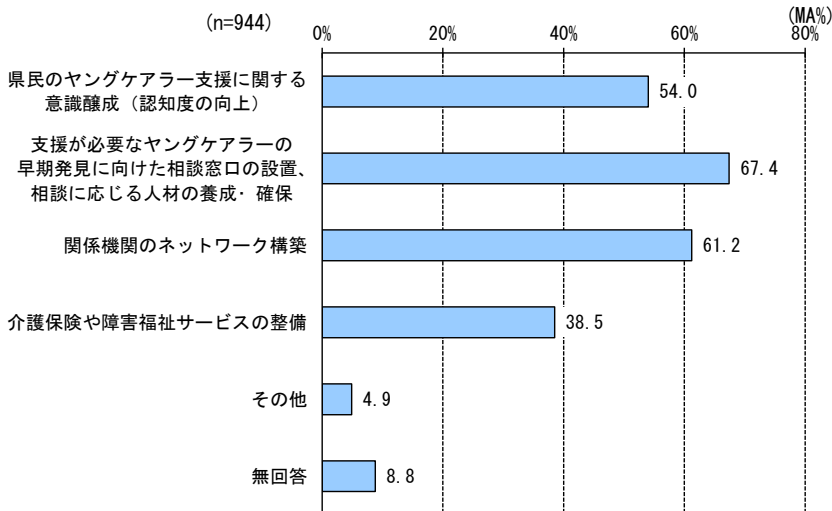
【全体】

- 支援のために県や市町が取り組むべき事項について、「支援が必要なヤングケアラーの早期発見に向けた相談窓口の設置、相談に応じる人材の養成・確保」が 67.4%で最も多く、次いで「関係機関のネットワーク構築」が 61.2%、「県民のヤングケアラー支援に関する意識醸成（認知度の向上）」が 54.0%となっている。

【ヤングケアラーとの関わり】

- ヤングケアラーではないかと思われる子どもがいる（いた）回答者ではそうでない回答者に比べ、「関係機関のネットワーク構築」「介護保険や障害福祉サービスの整備」が多くなっている。

【支援のために県や市町が取り組むべき事項】



「その他」の回答内容	
相談の場、各種支援サービスの整備	11件
人材育成（研修会等）	9件
普及啓発	9件
関係機関からの情報収集、関係機関への情報提供	8件
子どもの居場所の整備	2件
その他（具体例一部抜粋）	12件
・ヤングケアラー当事者会の設立支援。 ・重層的支援体制と絡める。縦割りの支援制度の打破。	

単位：%

	母数 (n)	支援のために県や市町が取り組むべき事項						
		県民のヤングケアラー支援に関する意識醸成（認知度の向上）	早期発見に向けた人材の養成・確保	関係機関のネットワーク構築	介護福祉サービスの整備	その他	無回答	
全体	944	54	67.4	61.2	38.5	4.9	8.8	
ヤングケアラーとの関わり	いる（いた）	181	49.7	62.4	65.7	44.8	9.9	9.9
	いない	634	54.9	68.3	60.1	36.1	3.5	8
	わからない	129	55.8	69.8	60.5	41.1	4.7	10.9

### 3. 考察

#### ① 子ども本人は自分がヤングケアラーだと気付きにくく、支援機関の認識は様々。

ヤングケアラーではないかと思われる子どもを知ったきっかけとしては、子ども本人からの相談は少なく、支援機関が通常業務の中で気付いた事例が多いことから、支援者や周囲の大人からの気付きと相談窓口の明確化が必要と考えられる。

ケアを必要としている人が相談につながらない理由やヤングケアラーの把握にあたっての課題では、「家庭内の実情を把握できない（表面化されない）」、「当たり前だと思っている、本人・家族が無自覚」という旨の回答が多い。子どもが家族をケアしている状態が、子ども本人や家族にとって当たり前になってしまったり、家庭内の実情が外部から分かりにくいために、周囲がヤングケアラーに気付きにくい現状が見て取れる。

ヤングケアラーについての認識は機関によって差が大きいほか、ヤングケアラーではないかと思われる子どもの状況の回答内容にばらつきがあるなど、子どもたちの実態は多岐にわたっている。子どもや家庭に必要な支援につなぐには、それぞれの事案の個別性を尊重した関わりが必要である。

子ども本人や家族の視点で考えた適切な支援が可能となるよう、また、ヤングケアラーの可能性がある子どもに気付きやすくなるよう、支援機関を対象とした研修の実施が必要であると考えられる。

#### ② 子ども本人や家族がヤングケアラーの認識がある場合にも相談につながりにくい。 このことが一因となり、子どもの学ぶ権利を阻害している。

ヤングケアラーの把握にあたって難しいと思われることの回答では、「当事者発信がない（できない）・知られたいと思っていない」、「（子ども本人が）相談する先・方法を知らない」といった回答が多い。ケアを必要とする人が相談につながらない理由では、「どこに相談すればよいかわからない」の回答も多い。このような状況の結果として、子どもの学ぶ権利が阻害されることにつながっている。

子どもが同じ立場の人との交流を通して自身について考えたり、他者とつながったりする交流の場を設けるなどにより、相談につながるきっかけを得られる場合もあると考えられる。また、子どもが相談や上記の交流の場につながる下地となる働きかけとして、日々子どもに接する学校教職員が、子どもに対して改めて相談窓口やその利用について周知啓発等を行うことも必要であると考えられる。

#### ③ 本人（家族）や（一部の）支援機関はどこに相談してよいかわからない。

ヤングケアラーではないかと思われる子どもがいた際に「外部の支援にはつないでいない（機関内で対応している）」と回答した機関のその理由として、「つなぐべき外部機関がわからなかった」が多い機関もある。また、ヤングケアラーの支援にあたって難しいと思われることの回答では、「相談するところ・つなげる先がわからない」という旨の回答が26件あるほか、ヤングケアラーの把握にあたって難しいと思われることの回答は、「（子ども本人が）相談する先・方法を知らない」が21件、「本人からの相談がなければ実態がわからない」が19件ある。

家族をケアしている子ども本人やその家族が、困りごとを相談してよいことを知らない、またどこに相談すればよいかわからないだけでなく、支援機関が状況を把握した際にも、必要な支援へのつなぎ先がわからないことがあるという状況が見て取れる。子ども本人への相談窓口の周知に加え、支援機関に向けた相談窓口の周知も必要である。また、具体的な支援に関する支援機関への研修や関係機関での情報共有・連携体制の整備が重要であると考えられる。